

# 住まいのための資金

## 1 住宅修繕等資金融資あっせん

住宅の修繕（木造住宅の耐震改修等を含む）をしようとする方で、その資金を調達することが困難な方に対し、区が取扱金融機関に必要な資金の融資を低利であっせんします。

1. 対象となる住宅	
<ul style="list-style-type: none"><li>・区内に所在するもの。</li><li>・建築基準法上適法なもの。</li><li>・居住部分の床面積が240平方メートル以下であるもの。</li></ul>	
2. 修繕等の範囲	
<ul style="list-style-type: none"><li>・住宅の安全性、耐久性、居住性を高める工事。（例、耐震改修工事、基礎・土台・内外壁・屋根・床・天井・台所・浴室・便所・門・堀などを修繕する工事）、区分所有に係る建物の共用部分を含む。</li></ul>	
3. 申込資格	
<ul style="list-style-type: none"><li>・修繕等をしようとする住宅に居住していること。または、修繕後その住宅に居住すること。</li><li>・住民税を滞納していないこと。</li><li>・融資を受けた資金の返還やその利子の支払いについて、十分な能力（前年の所得金額が他の償還額も含め年間償還額の概ね3倍以上）を有していること。</li><li>・この制度による資金の融資を受け、償還中の者でないこと。</li><li>・返済完了時の年齢が、80歳未満であること。</li></ul>	
4. 融資内容	
・融資額	20万円から1万円を単位として700万円まで。 融資あっせん後、取扱金融機関が返済能力等の審査を行います。その結果、融資されない場合や融資あっせん額が減額される場合もあります。
・償還期間	10年以内（融資額が200万円以下は5年以内）
・償還方法	元金均等または元利均等の月賦償還
5. その他	
<ul style="list-style-type: none"><li>・お申込みをされる方は、取扱金融機関の信用保証会社等に申請をし保証料を負担していただきます。なお、保証料につきましては、取扱金融機関により返済方法が異なります。</li><li>・詳細なパンフレットは区役所5階住宅課、日本橋・月島特別出張所で配布しております。</li></ul>	

### <問合せ先>

都市整備部 住宅課 計画指導係

電話 3546-5466

## 2 住宅金融支援機構の融資

### フラット35

フラット35は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する最長35年の“全期間固定金利住宅ローン”です。資金の受取時に、返済終了までの借入金利と返済額が確定します。保証人は必要ありません。返済中に繰上返済や返済方法の変更を行う場合の手数料もかかりません。

#### <問合せ先>

独立行政法人 住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 電話 0120-0860-35  
ホームページ <https://www.flat35.com/>

### リ・バース60

リ・バース60は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する“満60歳以上のお客さま向けの住宅ローン”です。毎月のお支払は利息のみで、元金は、お客さまがお亡くなりになられたときに、相続人の方から一括してご返済いただくか、担保物件（住宅および土地）の売却によりご返済いただきます。

住宅の建設、購入、リフォーム、借換えなどにご利用いただけます。

#### <問合せ先>

独立行政法人 住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 電話 0120-9572-60  
ホームページ [https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/yushihoken\\_revmo/](https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/yushihoken_revmo/)

## 3 住宅改修費の支給

区では、要介護認定を受けられた高齢者および障害者の日常生活の利便を図るため、住宅の改善を行う場合、給付限度額内で助成します。

#### <問合せ先：高齢者の方>

福祉保健部 介護保険課 事業者支援給付係

電話 3546-5377

#### <問合せ先：障害者の方>

福祉保健部 障害者福祉課 相談支援係

電話 3546-6032

